平成２７年（フ）第２５４号
奈良県桜井市大字金屋66番地の７
債務者　大前　光江
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　甲児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５５号
奈良県大和郡山市矢田町4163番地、住民票上の住所奈良市押熊町848番地の９
債務者　服部企建こと　服部　清司
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　甲児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１６号
栃木県宇都宮市平松本町818番地10
債務者　山中　貴志
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
山口市大内御堀633番地53
債務者　清原　健吾
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　和明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１２号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区８棟301号
債務者　瀧田　隆洋
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２号
茨城県那珂市後台2959番地12、旧住所埼玉県越谷市北越谷３丁目22番２号
債務者　高橋　勇一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３８号
茨城県水戸市姫子２丁目665番地の５
債務者　横須賀正雄
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３９号
茨城県水戸市姫子２丁目665番地の５
債務者　横須賀幸子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０２号
神奈川県藤沢市石川６丁目３番地の27　ウィスタリア101
債務者　関野　　淳
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　範之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０８２号
札幌市白石区本通10丁目南８番３号　オーナーズヒル16―101号
債務者　高山　盛輝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井田芳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６４号
札幌市南区真駒内柏丘５丁目６番30―103号
債務者　岡田　礼子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１８号
静岡県牧之原市静波１番地２　フォーブル静波102、旧住所静岡県牧之原市静波1227番地１
債務者　松浦　有子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２０号
静岡県牧之原市黒子150番地３
債務者　松浦　通雄
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０８４号
大阪市西区九条南３―12―11―202、住民票上の住所大阪市此花区島屋６丁目２番14―1002号
債務者　石河　大輔
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２号
奈良県生駒市東菜畑２丁目876番地３
債務者　安政　正和
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
三重県松阪市若葉町82番地１　市営若葉団地303号
債務者　冨本勢津代
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第５９号
三重県松阪市川井町395番地２　アイランドヴァリー６号、前住所三重県伊勢市神田久志本町1700番地８
債務者　遠　　襄
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
津地方裁判所松阪支部